

尾張旭市監査公表第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定に基づき実施した随時監査（工事監査）の結果を、同条第9項の規定により公表します。

令和8年5月1日

尾張旭市監査委員 山 田 義 浩

尾張旭市監査委員 市 原 誠 二

工事監査報告書

1 準拠した基準

尾張旭市監査基準（令和2年尾張旭市監査委員告示第1号）

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定に基づ
く随時監査（工事監査）

3 監査対象工事

(1) 名称

尾張旭市中央防災倉庫新築工事

(2) 場所

尾張旭市東大道町曾我廻間2301番地1

(3) 請負金額

137,738,700円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税額12,521,700円）

(4) 請負業者

ユニテック株式会社

(5) 工期

ア 当初

令和7年7月11日から令和8年3月6日まで

イ 令和8年3月4日付け変更契約

令和7年7月11日から令和8年3月19日まで

(6) 概要

令和6年能登半島地震による職員派遣の経験を踏まえ、市内に3箇所点在している地域防災倉庫を市の中心に位置する消防本部敷地内に集約することで、発災時の限られた人員でも効率的な物資搬送を可能とし、また、備蓄物資の管理や更新についても、一元化管理することで、平時の備蓄物資の適正管理を容易とするため、中央防災倉庫を建設するもの。

工事内容

敷地面積 7,656.01 m²

建築面積 1,953.08 m²

延床面積 3,258.97 m²

(計画建物)

防災倉庫 1F 440.00 m²

2F 370.46 m²

延床面積 810.46 m²

建築面積 485.42 m²

(7) 進捗状況（令和8年1月16日現在）

実施出来高46.98%

4 監査対象課

総務部危機管理課

5 監査の着眼点

抽出した工事について、その事務の執行が、適正かつ効果的に行われているかどうかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

本監査は、技術的観点からの検証を主眼としているため、公益社団法人大阪技術振興協会に工事技術調査業務を委託し、技術士の派遣を得て、令和7年12月12日から令和8年4月28日までの間に、当該工事の執行に係る設計図書等の審査（書類審査）及び現場での実地調査を実施するとともに関係職員等からの説明を受けて実施した。

7 監査の結果

令和8年1月21日に書類審査及び実地調査を行った。その結果、工事の施工は、おおむね適正に処理されていると認められたものの、次のとおり留意すべき点が認められたことから、工期内での改善を含め、今後に向けた指摘・要望を行った。

(1) 施工に関する書類について

ア 騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）及び県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号）の規定により、騒音・振動を発生させる作業を行う場合は、作業開始の7日前までに特定建設作業実施届出書を市長に提出しなければならないが、請負業者は未届出で作業を行っていたので、同書を提出するよう請負業者を指導されたい。

イ 市が算出した令和8年1月16日現在の出来高数値46.98%と、請負業者が提出した12月末現在の履行報告書の出来高数値52.8%とで乖離があったため、市が算出する出来高数値について、算出表を作成するなど、根拠を明確に示す方法を検討されたい。

ウ 工事材料関係の書類について、適正に請負業者に提出させ、承認の上、整備・保管していた。施工計画や使用資材（機材）一覧など、どの資料と照合して承認したのかが明確化できるとよりよいので、検討されたい。

(2) 建設廃棄物処理に関する書類について

ア 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱（以下「要綱」という。）第15条第1項の規定により請負業者が提出する再生資源利用計画書及び再生資

源利用促進計画書には、産業廃棄物処理のフロー図を添付させると市のチェックが容易になるので留意されたい。

イ 要綱第16条第1項によると、リサイクル状況の集約を容易にするため、請負者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の内容をCOBRISに登録し、工事登録証明書を作成し、発注者に提出するものとされていることから、今後、本工事完了時には、請負業者に工事登録証明書を提出させられたい。

(3) 安全管理に関する書類について

ア 作業員の安全管理については、ミーティング及びKY（危険予知）活動で作業員に周知徹底がなされているとのことであったが、その記録がなかった。当該記録を整理保管するよう請負業者を指導されたい。

イ 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第567条第2項の足場（つり足場を除く。）における作業に係る点検を行った際は、同条第3項により点検記録を作成しなければならないが、請負業者は作成していなかった。点検記録を作成するよう請負業者を指導されたい。

ウ 一般社団法人仮設工業会の親綱支柱・支柱用親綱・緊張器の認定基準によれば、「支柱には、作業床面よりの高さが90cm以上となる位置に親綱保持金具等を備えるものとする」とされているが、現場での実地調査時においてこれを満たしていなかった。安全管理に資するため、当該高さに親綱保持金具等を備えて実施するよう請負業者を指導されたい。

(4) 現場施工状況について

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）等の規定により必要な各種許可票等の掲示物について、適切に記載するよう請負業者への指導を徹底するとともに、掲示するものに合わせて公衆の見やすい場所と工事関係労働者の見やすい場所に区別して掲示することを要望する。

イ 現場内に消火器が設置されていなかった。消防法（昭和23年法律第186号）等では、消火器は各階に設置する、各部分から歩行距離20メートル以内に消火器を設置するなど定められていることから、現場内に消火器を設置するよう請負業者を指導されたい。

ウ 仮設分電盤に取扱者の記載がなかった。労働災害の防止、緊急時の迅速な対応及び責任の所在明確化のため、当該記載を徹底するよう、請負業者を指導されたい。

エ 化学物質管理者及び保護具着用管理者の選任の義務化が令和6年4月1日付けで施行されていることから、事業者として自律的な管理が必要であることを再確認するとともに、SDS（安全データシート）をメーカーから入手の上、作業

員への取扱周知（リスクマネジメント）の徹底を要望する。

(5) 技術監査全般について

各種提出書類及び施工計画は適切に作成されており、現場代理人、監督職員の指示に基づく「提出確認チェック」を通じての適切な指導がうかがわれる。

今回確認した範囲において、現場での施工管理は適切であったが、その適否は工事目的物の品質に大きく影響するため、引き続き、徹底した管理を要望する。

また、本工事は、令和8年1月21日の実地調査時点で、工程的に厳しい状況であると感じられたため、より徹底した安全管理を図ることを要望する。

8 工期遅延について

本工事は、当初は工期の終期が令和8年3月6日であったが、設計外の追加工事が発生したことから同月4日付けで契約変更し、終期を同月19日とした。その後、請負業者から自社の事情により工期内の完了が難しいとの申出があり、工期遅延が発生する見込みとなったことから請負業者と調整したところ、請負業者が尾張旭市公共工事請負契約約款第53条第5項に基づく遅延損害金（請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年14.5パーセントの割合で計算した額）を支払うこととし、完了まで工事を継続することとなった。その後、本工事は同年4月23日付けで検査済完了となった。

本工事の遅延は、背景に社会経済情勢の変化による資材調達難や建設業の人手不足の影響等が考えられるものの、請負業者側の責に帰すべき事由によるものであり、契約の履行遅滞に係る遅延損害金は適正な契約履行を担保するための損害賠償金であることから、この遅延損害金の徴収について必要な事務を進められたい。